

## 【民法】

### 165点台・1100番台の答案【既修者】

#### 第1 設問1

##### 1. 小問(1)

(1) Aの主張の根拠は、平成23年4月1日にBとの間で締結した丸太20本を代金300万円で売却する旨の契約(民法(以下、略す。)555条)が、所有権留保特約付売買であるというものである。

(2) ア 所有権留保売買は、代金債権の担保のため、目的物の所有権を代金支払までの間売主に留保するという点に当事者の合理的意思があるものであるから、所有権は売主に留保されている。

本件でも、同年8月1日の代金支払まで所有権をAに留保する旨の特約がなされており、丸太の所有権はAに帰属する。

イ そして、Bは丸太を材木①に製材して加工しているところ、その所有権は「材料」である丸太の所有者Aに帰属する(246条1項本文)。

したがって、Aの主張は認められる。

(3) これに対し、Cは、i Cは材木①の引渡しを受けており(176条)、その所有権をAに対抗できること、ii CはBの所有権を信じて材木①を買い受けたのであり、94条2項類推適用により保護されることを反論する。

(4) ア iについては、Bは所有権を有しない無権利者であり、CはBから所有権を承継しえず、Aの引渡しを欠くことを主張する正当の利益を有しないため、「第三者」(176条)にあたらない。したがって、この反論は認められない。

イ (ア) iiについては、94条2項の趣旨は、権利者の帰責性に鑑みて権利の外観を信頼した第三者を保護する点にある。そうすると、同条項の類推適用が認められるためには、少なくとも第三者が虚偽の外観を信頼したことについて無過失(または善意)であることが必要である。

(イ) 本件では、Cは、AB間で代金の支払が既にされていると考えており、Bの無権利について善意ではある。

しかし、Cは、Aが丸太を売却するときはその所有権移転の時期を代金の支払時とするのが通常であること、AB間でトラブルが生じていたことを知っていたのだから、後の紛争を避けるため、ABに対して代金の支払があったか否かの確認をとるべき注意義務を負っていたといえる。そして、これは容易に思いついたはずであるにもかかわらず、Cは、代金の支払が既にされたものと即断し、特にABに対する照会はしなかったのだから上記義務違反による過失が認められる。

したがって、同条項の類推適用はされず、Cの反論は認められない。

(5) よって、請求が認められる。

##### 2. 小問(2)

(1) Aの請求は、248条・703条に基づく償金請求である。その内容は、材木②がDの所有する乙建物に「付合」(242条本文)したというものである。

(2) ア 「付合」とは、分離することが社会経済上不相当になったことをいう。

イ 本件では、材木②は、Cのリフォーム工事によって、D所有の乙建物の柱等に使われており、これを分離するためには大規模な工事が必要となるから、分離することが社会経済上不相当になったといえる。

したがって、「付合」が認められ、Aの主張は認められる。

(3) これに対し、Dは、Cのリフォーム工事はDが鍵を預けている間になされたものであり、「権原によって」「附属させた」(242条但書)にあたると反論する。Dが材木②の所有権を取得したことを否定する主張である。

(4) ア 242条の趣旨は、物が不動産と一体となり、分離するのが社会経済上不相当となった場合に、社会経済に反する工事等を防ぐために物の所有権を不動産所有者に取得させる点にある。そうすると、「権原によって」「附属させた」といえるのは、分離するのが社会経済上著しく不相当とはいえない弱い付合の場合に限られると

いうべきである。

イ 本件では、材木②は乙建物の柱等となっており、分離が社会経済上著しく不相当であるから、「権原によって」「附属させた」にはあたらない。

したがって、Dの反論は認められない。

(5) よって、請求は認められる。

## 第2 設問2

### 1. 小問(1)

(1) Eの請求は、所有権に基づく返還請求としての丸太③の引渡請求である。

これに対し、Gは、Eが丸太③の明認方法を具備していないため、Gに所有権を対抗できないと反論する。

(2) Gは、平成24年1月17日にFがAから本件土地を買い受けたこと(555条、176条)、同日本件土地上に本件立木があったこと、Eが丸太③について明認方法を具備するまでその所有権を認めないことを主張・立証すべきである。

### 2. 小問(2)

(1) Gは、平成24年2月2日にFとの間で締結した寄託契約に基づく保管料請求権を被担保債権として、丸太④の留置権(295条1項本文)を主張する。

(2) ア 上記請求権の弁済期は同月9日であり、弁済期は到来している(同条項但書)。

イ (ア) 295条1項本文の趣旨は、当事者間の公平を図るために物の留置を認めることで債務の弁済を促す点にある。そうすると、「物に関して生じた」と言えるか否かは、当事者間の公平の観点から判断すべきである。

(イ) 本件では、Gによる丸太④の留置を認めたとしても、Fの保管料債務の履行が促されるという関係にはなく、留置を認めることがGE間の公平に資するとはいえない。

したがって、「物に関して生じた」とはいえず、Gの主張は認められない。

## 第3 設問3

### 1. 小問(1)

(1) Lの請求は、CのHに対する監督義務違反による不法行為に基づく損害賠償請求である(709条)。

(2) ア これに対し、Cは、責任無能力者に対する監督義務違反による損害賠償請求は714条1項本文によってのみ認められることを前提として、Hは満15歳の未成年者(4条参照)であるところ、その一定以上の年齢から是非弁識能力(712条)を備えており、714条1項本文による請求は認められないと反論する。

イ しかし、714条1項本文の趣旨は、加害者が責任無能力の場合に被害者の保護を図る点にある。そうすると、監督者の監督義務違反と損害との間に因果関係がある場合は、監督義務違反による不法行為に基づく損害賠償請求も否定されない。

したがって、Cの反論は認められない。

(3) 「過失」について、Cは、Hの親として、Hの行為により第三者が損害を負わないよう注意すべき一般的な義務を負う。まして、Hは、中学2年生の終わり頃から急に言動が粗暴になり、同級生にけがをさせたり、悪質ないたづらをするようになり、Cはそのことで繰り返し学校から呼び出しを受けていたのだから、Hの粗暴さを十分に認識していた。そうすると、Cは、Hに対して他人に損害を与える行為をしないよう十分に話し合いの機会を設けたり、Cの行為を一定程度監督すべき注意義務を負っていたといえる。

それにもかかわらず、Cは、Hに対して一般的な注意をするにとどまり、平成24年11月15日に、自宅前という目の届く所でHが本件角材を道路上に置いて他人の通行を妨げるいたづらを行うことを看過している。

したがって、上記監督義務違反があるといえ、「過失」が認められる。

(4) これにより(因果関係)、Lを乗せた自転車を運転するKが転倒し、Lは右腕の骨折という受忍限度を超える身体への「侵害」を受け、治療費として30万円相当の「損害」を被った。

(5) したがって、Lの主張は認められる。

### 2. 小問(2)

(1) Cは、Kの「過失」による過失相殺(722条2項)を主張して反論する。

(2) ア 同条項の趣旨は、当事者間の損害の公平な分担にあるから、被害者本人の過失でなくとも、被害者と社会生活上一体の関係にある者の過失であれば、被害者側の「過失」として考慮することができる。

イ 本件では、KはLの親であり、当時Lを乗せた自転車を運転していたのだから、被害者Lと社会生活上一体の関係にあるといえ、Kの過失も考慮することができる。

(3) 「過失」

Kは、Lを乗せて自転車を運転する際、ハンドル操作を誤らないようにするため、両手でハンドルを握って運転すべき注意義務を負っていた。それにもかかわらず、Kは、携帯電話で通話をして片手で自転車を運転していたのだから、上記義務違反が認められる。

また、Kは、前方の障害物を発見して転倒を防ぐため、前照灯の整備をし、これが故障している場合は少なくとも注意深く運転をすべき注意義務を負っていた。それにもかかわらず、Kは、前照灯の故障を気にせず、事故のあった場所を携帯電話で通話をしながら片手運転をしていたのだから、上記義務違反が認められる。

したがって、Kの「過失」が認められる。

(4) よって、Cの反論は認められる。

以上

再現率60%、構成55分。問題文を一通り見て、特に設問3をしっかりと書き、残った時間で設問1、2を処理しようと思った。設問1は、Cの主観の事情と、DがCに鍵を預けた事実をどのように使うべきかよくわからなかった。設問2は時間が足りなくなってしまう、最低限引くべき条文を1つ引けなかった。

## 【民法】

### 164 点台・1100 番台の答案【既修者】

#### [設問1]

##### 第1 小問(1)

###### 1 (1) Aの主張の論拠

Aとしては所有権に基づく返還請求権を訴訟物としてCに対して材木①の引き渡しを請求する。その場合の主張する事実はAが材木①を所有していること、Cが材木①を占有していることである。

###### (2) Aの主張が認められるか

本件において、AはBとの間で20本の丸太について売買契約を締結し引き渡しも済ませている。もっとも、丸太の所有権移転の時期は、代金の支払い時期とし、代金の支払がされるまでBは丸太の処分や製材はしないことが合意されている。所有権の移転は当事者の意思表示のみによって効力を生じる(176条)。本件では、A B間の契約は、所有権留保または、Aの代金債権を担保するために行われているため譲渡担保契約であると考えられる。いずれにしても、A B間で所有権の移転時期は、代金の支払い時期と合意されているのであるから、所有権移転時期は代金の支払い時期となる。代金が支払われていない以上所有権は移転せずAが本件材木の所有権を有する。そしてCが本件材木を占有していることは問題文中4の事実により明らかである。

よってAの主張は認められる。

###### 2 Cの反論とその反論が認められるか。

Cとしては、取引行為に基づき材木①の引き渡しをうけたから材木①を即時取得(192条)したと反論する。

もっとも即時取得が認められるためには、取引時にBが無権利者であることについて善意無過失でなければならぬ。

本件においてCは、それまでの取引経験から、Aが丸太を売却するときにはその所有権移転の時期を代金の支払時期とするのが通常であり、最近もA B間でトラブルが生じていたことを知っていた。Cはリフォーム業者であり、上記のような事情からすればBに問い合わせ調査する義務があったといえる。それにもかかわらず、Cは照会することなくA B間で代金の支払が既にされているものと即断している。このような事情からすればCは調査確認義務を懈怠したといえ、過失が認められる。

よってCの反論は認められない。

##### 第2 小問(2)

###### 1 Aの請求の根拠及び内容

Aとしては、242条の規定により、材木②の所有権は消滅したから703条の規定により価額の償金を請求する。

###### (248条)

また、他人の動産に工作を加えた者があるときは、その加工物の所有権は、材料の所有者に帰属する(246条)

よってAの主張は認められる。

###### 2 Dの反論

Dとしては703条に基づく請求に対して、利得には法律上の原因があると反論する。「法律上の原因がない」場合は公平の観点から、利益の移転が正当化されない場合をいう。

本件において、確かにDには利得がある。しかし、DはCに対して600万円の報酬を支払っている。よって、利益の移転が正当化され「法律上の原因」がある。

したがってDの反論は認められる。

#### [設問2]

##### 第1小問(1)

Gとしては、EはFとの関係で所有権を有することを対抗することができないと主張する。

確かに、EはAと本件立木について売買契約を締結し一旦は所有権を取得した。

しかし、AはFとも売買契約を締結している。二十売買であっても債権的には有効である。しかし、動産の場合、引き渡しを受けなければ対抗することはできない。

本件において、Fは丸太③の引き渡しを受けている。

よってEは丸太③の所有権を対抗することができない。

また、Fは契約のとき善意であったから、背信的悪意者ともいえない。

## 第2 小問(2)

1 Gは、留置権(295条1項)に基づいて丸太④の保管料に相当する金額の支払を受けるまではEの請求を認めないという留置権の抗弁を主張する。

GはEが丸太④を所有すること及びこれをGが占有していることを認めているから「他人の物の占有者」である。

では、保管料は「その物に関して生じた債権」といえるか。

確かに、保管についての契約はGとFと間で行われている。

しかし、公平の観点から、物の所有者との関係では「その物に関して生じた債権」といえる。

2 また、GF間の保管についての契約は適法であり、占有が不法行為によって始まったということもない(295条2項)

よってGの請求は認められる。

## [設問3]

### 1 小問(1)

LはCに対して不法行為に基づき損害賠償を請求する(709条)。

確かに、Hは中学生であり、事理弁識能力も責任能力もある。また本件角材を置くという加害行為を行ったのはHである。

しかし、Cには親権者としての監督義務違反が認められる。

Hは中学2年の終わり頃から急に言動が粗暴になり、喧嘩で同級生に怪我をさせたりして、Cが学校から呼び出しを受けるという事態であったのに、一般的な注意をするだけで

それ以上の対策をすることはなかった。このような状況からすれば、Cに親権者としての監督義務違反が認められる。

そして、Hの行為について、予見可能性があったといえる。

因果関係も認められる。

したがって、Lの主張は認められる。

### 2 小問(2)

Cとしては、被害者側に過失があったとして過失相殺の主張をする(722条417条)

被害者側の過失は社会生活上経済的の一体性がある場合に認められる。

本件において、KはLの母親であり社会生活上経済的の一体性が認められ被害者側の過失といえる。

Kは、携帯電話で通話をしていたため、片手で自転車を運転していた。また、自転車の前照灯が故障していたにもかかわらず、事故のあった場所を走行していた。このような状況からすれば、保育園に送り迎えする母親としての注意義務に違反しているといえる。よって被害者側の過失が認められる。

したがって、Cの主張は認められる。

以上

再現率 80%

設問 3 は書けそうなので、絶対時間不足になってはいけない・・・が、設問 1、2 に手間取りあせりました。けっきょく

設問 3 も上手くかけなかった・・・

## 【民事訴訟法】

### 165 点台・1100 番台の答案【既修者】

#### 第1 設問1

1. 平成3年判決は、相殺の抗弁は防御方法であって「訴え」（民事訴訟法（以下、略す。）142条）にはあたらず、同条の直接適用はできないものの、同条の趣旨のうち主に矛盾判決の防止の点を重視して、既判力（114条2項）の対象となる相殺の抗弁については同条が類推適用されるとしたものである。

2. 平成18年判決及び本件との抵触の有無

##### （1）第一の点（既判力の矛盾抵触）

平成18年判決は、反訴原告が本訴において反訴請求債権を自働債権として本訴請求債権と相殺する旨の抗弁を提出した場合、同人の合理的意思解釈から、反訴請求は、本訴において相殺の自働債権として既判力ある判断が示されることを解除条件として、その部分については反訴請求としない趣旨の予備的反訴と扱われるとする。そうすると、本訴における相殺の抗弁にかかる判断に既判力（114条2項）が生じた場合は、条件の成就により反訴請求はなされないこととなり、反対に相殺の抗弁について審理されなかった場合は、反訴請求債権の存否の判断について既判力（同条1項）が生じることとなる。

したがって、いずれかの訴訟においてのみ既判力ある判断が下されることとなり、既判力の矛盾抵触は生じない。

##### （2）第二の点（2つの利益の享受）

第一の点について述べたことからすると、反訴原告は、同一の債権を相殺の抗弁の自働債権として行使するか、反訴請求債権として行使するかのいずれかの利益のみ受けられることとなる。

したがって、相殺による簡易・迅速・確実な債権回収への期待と、相殺に供した債権について債務名義を得るという2つの利益を反訴原告が享受することはない。

##### （3）第三の点

###### ア 処分権主義

（ア）処分権主義とは、訴訟の開始・終了、審判対象の確定を原告の意思に委ねる建前であり、その機能は、原告の意思の尊重と被告への不意打ちの防止にある。そうすると、処分権主義に反するか否かは、①原告の合理的意思に反するか、②被告への不意打ちとなるかによって判断する。

（イ）本件では、①反訴原告は、同一の債権の存否の判断を求めているのだから、これを本訴と反訴とで二重に行使する意思はないといえる。そのため、訴え変更の手続をしなくとも、相殺の抗弁について既判力ある判断がなされた場合に反訴請求を審理しないことは、反訴原告の合理的意思に反しない。

②また、本訴において相殺に供された自働債権の存否につき判断がされ、既判力（114条2項）が生じた場合は、同一債権のその部分については権利行使があったこととなり、以後反訴原告から請求を受けることがなくなる。そのため、当該債権の存否にかかる紛争の解決を図ることができるから、反訴被告への不意打ちとはならない。

したがって、処分権主義には反しない。

###### イ 反訴被告の利益

反訴被告は、たとえ反訴請求について訴訟活動を積み重ねていたとしても、本訴において相殺に供された自働債権の存否につき判断がされ、既判力（114条2項）が生じた場合は、同一債権のその部分について以後反訴原告から請求を受けることがなくなる。そのため、反訴請求について本案判決がされなくとも、反訴被告の利益は害されない。

（4）よって、本件でも、Yは反訴請求権を自働債権として本訴において相殺の抗弁を提出する以上、平成3年判決には抵触しない。

#### 第2 設問2

## 1. 不利益変更禁止の原則（304条）との関係

（1）第一審判決においては、Xの本訴請求の棄却判決が下されていることから、形式的にみれば、Xの「不服申立ての限度」（同条）は、Xの損害賠償請求権（民法634条2項）の存否に限られるようにも思える。

（2）しかし、304条の趣旨は、訴訟の開始・終了・審判対象の画定を原告の意思に委ねるという処分権主義（246条参照）の観点から、控訴人の意思を尊重する点にある。そうすると、控訴審裁判所は、控訴人の合理的意思に反する内容の判決を下すことはできないと解すべきである。

2. 本件では、第一審判決は、Xの本訴請求債権とYの請負代金債権（民法632条）との相殺の抗弁を認めて、本訴請求を棄却したものである。そうすると、Xは、Yの請負代金債権の不存在の判断について既判力（114条2項）が生じるべきことを前提として控訴をしているといえる。

しかし、第一審判決の取消し・請求棄却という控訴審判決が下されるとすると、Xの本訴請求債権の不存在の判断についてのみ既判力（114条1項）が生じ、Yの請負代金債権の存否の判断については既判力が生じないことになる。そうすると、Xは、Yから同債権に基づく請求を再び受けることとなり、Xへの不意打ちとなるから、Xの合理的意思には合致しない。

これに対し、請求を棄却した第一審判決が控訴棄却により確定すれば、Xの債権の不存在のみならず、相殺の抗弁が認められたことによるYの債権の不存在の判断についても既判力が生じることとなる。そのため、Xへの不意打ちとはならず、Xの合理的意思には反しない。

したがって、控訴審は、控訴棄却判決を下すべきである。

## 第3 設問3

### 1. Yの言い分

（1）不当利得返還請求権の要件は、①損失、②利益、③（①と②との）因果関係、④利益に「法律上の原因」がないこと（民法703条）である。

（2）本件では、①Yは、Xに対する請負代金請求権（民法632条）を自働債権とする相殺の抗弁が前訴で認められ、同請求権の不存在の判断につき既判力（114条2項）が生じたことによって、その行使ができないという損失を被っている。②Xは、同請求権による請求を受けないという利益を受けている。③これらは表裏の関係にあり、因果関係もある。④そして、受働債権たるXのYに対する損害賠償請求権（民法634条2項）はそもそも存在していなかったのだから、相殺の抗弁が認められるべきではなく、Xの利益に「法律上の原因」がない。

### 2. 既判力の作用

（1）114条2項の趣旨は、相殺の抗弁が自己の債権を行使してなすものであることから、同一債権の二重行使を防止する点にある。そして、相殺の抗弁は防御方法であることから、「相殺をもって対抗した額」とは、防御のために必要な範囲に限られる。ただ、上記趣旨からすると、実質的に同一債権の二重行使といえる主張についても、同条項による既判力は及ぶというべきである。

（2）本件では、300万円のXの損害賠償請求権に対して、Yは同額の請負代金請求権を自働債権とする相殺の抗弁を提出し、対等額での相殺が認められているから、Yの300万円の請負代金請求権の不存在の判断につき既判力が生じている。

これに対し、Yの後訴の訴訟物は300万円の不当利得返還請求権（民法703条）であり、形式上は別個の訴訟物ではあるが、上述のとおりこれは前訴における請負代金請求権と表裏の関係にあるものであり、実質的に同一債権の二重行使にあたるといえる。

したがって、Yの後訴は、前訴既判力によって遮断され、認められない。

以上

再現率50%、構成50分。特に設問1の後半と設問3の記憶があまりない。設問2は、初め何の話なのかわからなかったが、昨年以前に解いた択一過去問に似た問題があった気がして、辰巳の詳解等の解説部分やどんな問題だったかをざっくり思い出しながら何とか大枠を考えた。

## 【民事訴訟法】

### 164 点台・1100 番台の答案【既修者】

#### 第1 設問1

- 1 一旦提起された反訴が予備的反訴として扱われるとなぜ既判力の矛盾抵触が生じないことになるのか

平成3年判決は、既判力は、相殺の抗弁が提出された自働債権の存在又は不存在の判断が相殺をもって対抗した額について生じ（114条2項）、相殺の抗弁の場合にも自働債権の存否について矛盾する判決が生じ法的安定性を害しないようにする必要があるところ、理論上も実際上も防止することが困難であるとしている。

これに対して、平成18年判決は、一旦提起された反訴が予備的反訴として扱われることにより、相殺の抗弁が認められなかった時に限って審理されることになるから既判力に矛盾抵触しないとしている。平成3年判決の場合には、既に係属中の本訴を予備的本訴とすることはできない。よって、平成3年判決と抵触しない。

- 2 二つの利益を享受することにならないのはなぜか

反訴原告は、相殺の抗弁について既判力ある判断がされることにより、相殺による簡易・迅速かつ確実な債権回収への期待を享受できる。ここで、既判力とは、確定判決の控訴における通有力である。

一方、債務名義とは民事執行法22条に規定があり、確定判決はその一つである。（同22条1号）。相殺の抗弁により既判力ある判断を得たのだからさらに債務名義を得る必要性もないし、合理性もない。

これに対して、平成3年判決においては、相殺の抗弁の判断がされない場合は、係属中の別訴で債務名義が得られるので、平成3年判決と抵触しない。

- 3 処分権主義に反しない理由

処分権主義とは、訴訟の開始、対象、訴訟の終了を当事者にゆだねる建前であり実体法の私的自治の原則により導かれる。当事者の合理的意思に合致し、被告の不意打ちにならない場合は処分権主義に反しない。

予備的反訴としてあつかわれるとしても相殺の抗弁として審理されるのだから当事者の合理的意思に合致する。また、もともと反訴が提起されていたのだから、不意打ちにもならない。よって処分権主義に反しない。また平成3年判決とも矛盾しない。

また反訴被告は、反訴請求について本案判決を得られなくなっても相殺の抗弁には既判力が生じるのだから不利益はない。よって反訴被告の利益を害することにならない。

この点についても平成3年判決と矛盾はない。

#### 第2 設問2

- 1 第一審判決取消し・請求棄却という結論の控訴棄却判決が確定した場合

第一審判決取消し・請求棄却により、Xの本訴請求権である損害賠償請求権の不存在について既判力が生じる。

YのXに対する請負代金債権については、審理されないことになるから既判力は生じない。

- 2 相殺の抗弁を認めて請求を棄却した第一審判決が控訴棄却によりそのまま確定した場合

Xの本訴請求権である損害賠償請求権の不存在について既判力が生じるとともに、相殺の抗弁により対抗した額であるYのXに対する請負代金債権についても既判力が生じる。

（114条2項）

- 3 1の場合と2の場合の比較

1の場合には、YのXに対する請負代金債権について既判力が生じないから、Xは控訴棄却後Yから請負代金債権について請求される可能性がある。

これに対して2の場合にはYのXに対する請負代金債権についても既判力が生じるからそのような可能性はない。

よって、1の場合、には不利益変更禁止の原則（304条）に抵触する。また控訴棄却となると審級の利益も失うことになる。

### 第3 設問3

#### 1 不当利得返還請求権の要件

不当利得返還請求権（民法703条）の要件は、ア利得  
イ損失 ウアに法律上の原因がないこと エアの利得とイの損失の因果関係である。

#### 2 Yの言い分へのあてはめ

- ① Xには損害賠償請求権は存在していなかったのだからアの利得に法律上の原因がない。
- ② XのYに対する損害賠償請求権が認められXにはア利得がある。
- ③ 対立する債権は存在していなかったのだからウアの利得に法律上の原因がない。
- ④ YとしてはXに対し請負代金の請求をしたいが、既判力によって制限されているのでYにはイ損失がある。
- ⑤ Xは請負代金請求を受けないことにより利益をうけておりYは請負代金請求できないことにより損失を被っているので、エアの利得とイの損失の因果関係がある。

#### 3 既判力の作用についての検討

Yの主張は、結局のところXの損害賠償請求権が存在しないことを前提としている。  
この主張は前訴と矛盾する。

既判力の趣旨は手続き保障が及んでいたことによる自己責任である。Xの損害賠償請求権が存在しないことについて、前訴で主張できたのだから手続き保障は及んでいたといえる。

また、既判力は、訴訟物は同一でなくても、矛盾する場合  
または先決関係にある場合にも生じる。

本件は、訴訟物は同一ではないとしても、矛盾する場合または先決関係にあるといえる。

以上によりYの請求は114条2項により認められない。

以上

再現率80%

知っている判例で、書けそうで書けない・・・  
そんな問題でした。